

安久地区防災計画

《 第 1 版 》



安久自主防災会
2021年12月1日作成

【 改 定 履 歴 】

版	改訂日	主な改定内容
第1版	2021年12月	

目 次

本文

第1章	基本的な考え方	5
1	地域として大事にしたいこと	5
2	計画の位置づけ	6
第2章	地区の特性	7
1	地区の特性	7
2	対象となる災害	7
3	共有しておきたい地域の情報	9
第3章	自主防災組織の体制	11
1	自主防災組織の体制	11
2	各班における災害時・平常時の役割	13
3	地震発生時の時系列での各班の行動	14
第4章	災害発生時の行動	15
1	地震発生時の行動	15
2	風水害時の行動	16
3	各避難所運営本部と自主防災本部の連携	19
4	医療救護の方法	22
	別表 救護所・救護医院等一覧	23
5	避難所の運営	24
第5章	平常時の取り組み	25
1	防災訓練・研修	25
2	各家庭に対する啓発	26
第6章	活動計画	27

目 次

資料編

資料1	災害情報の収集方法や連絡先	28
1	最寄りの避難所等の情報収集	28
2	気象情報の収集	28
3	市が発信する避難情報等の情報収集	28
4	緊急時の連絡先	30
資料2	防災資機材や備蓄食料	31
1	防災資機材や備蓄食料一覧	31
資料3	風水害の基本的な知識	32
1	避難情報の種類	32
2	警戒レベルととるべき行動（タイムライン）	32
資料4	地震（震度階級）	33
1	地震（震度階級）	33
資料5	災害時の備え	33
1	備蓄品・非常持ち出し品	33
2	災害時のトイレ対策	34
3	避難行動要支援者	34
資料6	伊豆村の駅との協定書	35

第1章 基本的な考え方

1 地域として大事にしたいこと

- ① 災害から安久地区の町民の命、財産を守り、被害を最小限にすべく平常時から安心・安全の絆を深める事に資する。
- ② 災害時3原則
 - 自助・・・自ら（家族）の命は自ら（家族）が守る
 - 共助・・・自らの地域は皆で守る
 - 公助・・・行政による助けだが早急には期待しがたい

(1) 作成主体

安久自主防災会（2021年12月現在）

人口 2032人（男 1006、女 1026） 世帯数 872

(2) 対象地区の範囲

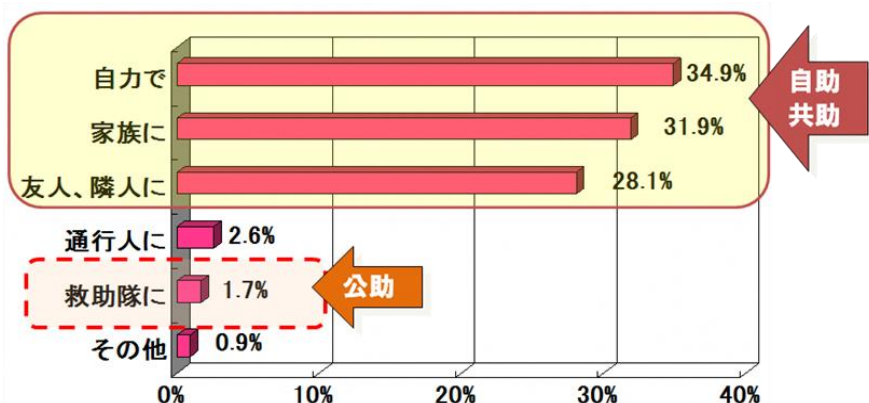
この計画の範囲は「三島市安久町内会」とします。



阪神淡路大震災における救出活動の実例

阪神淡路大震災において、神戸市内で生き埋めや閉じ込められた際に誰に救助されたかを調査したものです。

大きな災害では、自助・共助の力が大勢の命を救うことにつながることを示しています。



（出典「(社)日本火災学会：兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」）

2 計画の位置づけ

(1) 作成主体

安久自主防災会

(2) 対象地区の範囲

この計画の範囲は「三島市安久町内会」とします。

地区防災計画の法的な位置づけ

平成 25 年の災害対策基本法改正により、同法第 42 条第 3 項に一定の地区内の居住者が「地区防災計画」を定めることができる規定が設けられました。



国：防災基本計画

県：静岡県地域防災計画

市：三島市地域防災計画

地域：安久地区防災計画

併せて、同法第 42 条の 2 に地区居住者等は、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる旨も規定されました。

第2章 地区の特性

1 地区の特性

(1) 自然特性

- ・安久地区は東側に大場川・御殿川、西側に狩野川があり、南西側約2km先でこの両河川が合流して1級河川の狩野川本流となる。
- ・位置は三島市南部地域中郷地区に有し東近隣は函南町があります。



(2) 人口・世帯数 (2021年12月現在)

人口	2032人 (男1006人 女1026人)
世帯数	876世帯

2 対象となる災害

地震	「三島市地震防災マップ」のとおりに	
	最大震度	6強
	全壊率	10%～15%未満
	液状化	全域で想定あり
洪水	浸水深 0.5m～5.0m (三島市洪水ハザードマップ参照)	
内水氾濫	三島市水害ハザードマップ参照	
土砂災害	該当箇所無し	

3 共有しておきたい地域の情報

(1) 地域の資源 (公民館洋間ステージに災害状況マップ表記済)

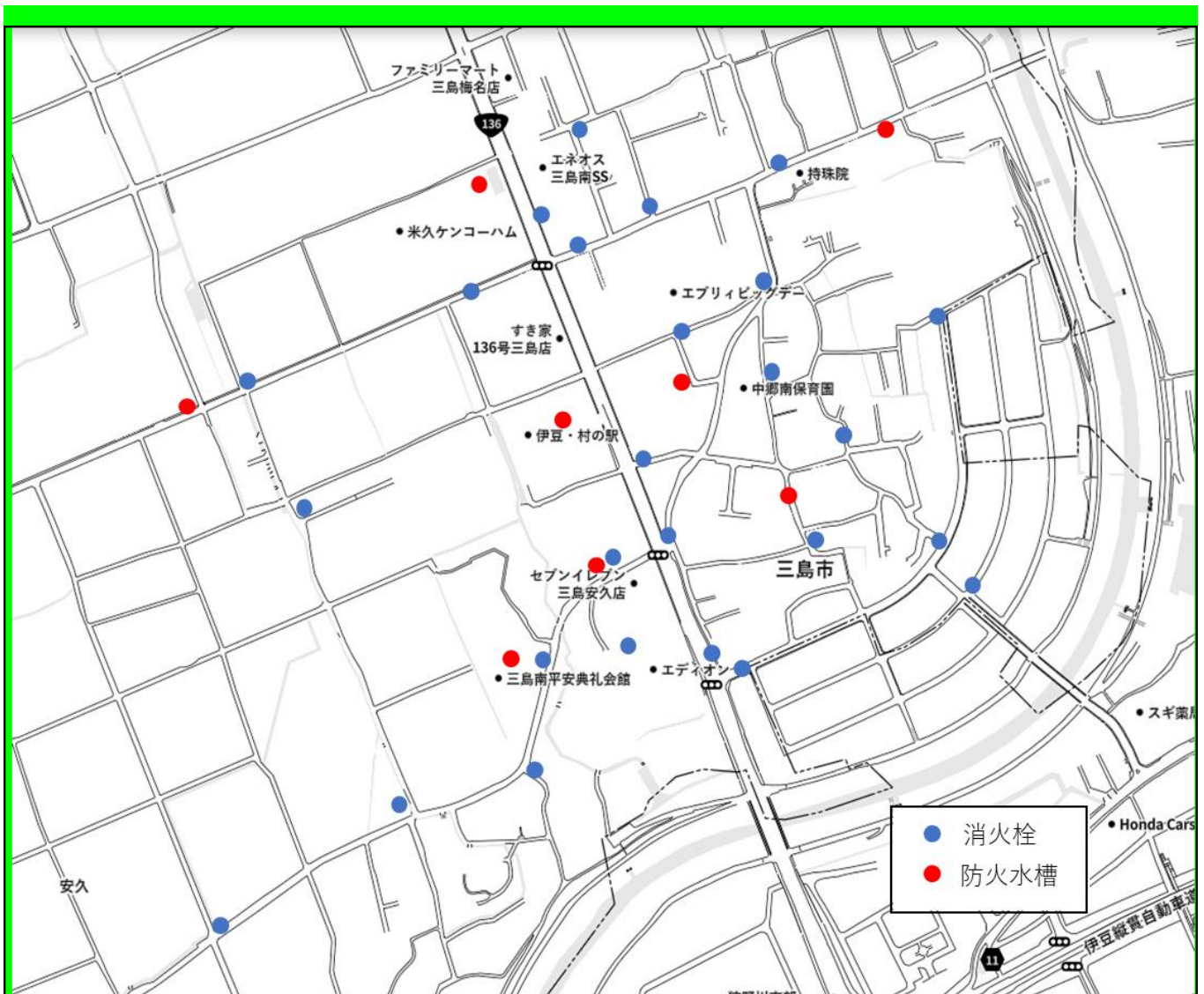
公民館

外応急貯水栓 (場所: 駿豆水道中島浄水場)

(場所: 北沢低区配水場)



消火栓・防火水槽位置図



(2) 危険な箇所
用水路、ブロック塀、136号横断



米久横交差点



13組を南北に走る用水路



安久セブンイレブン交差点

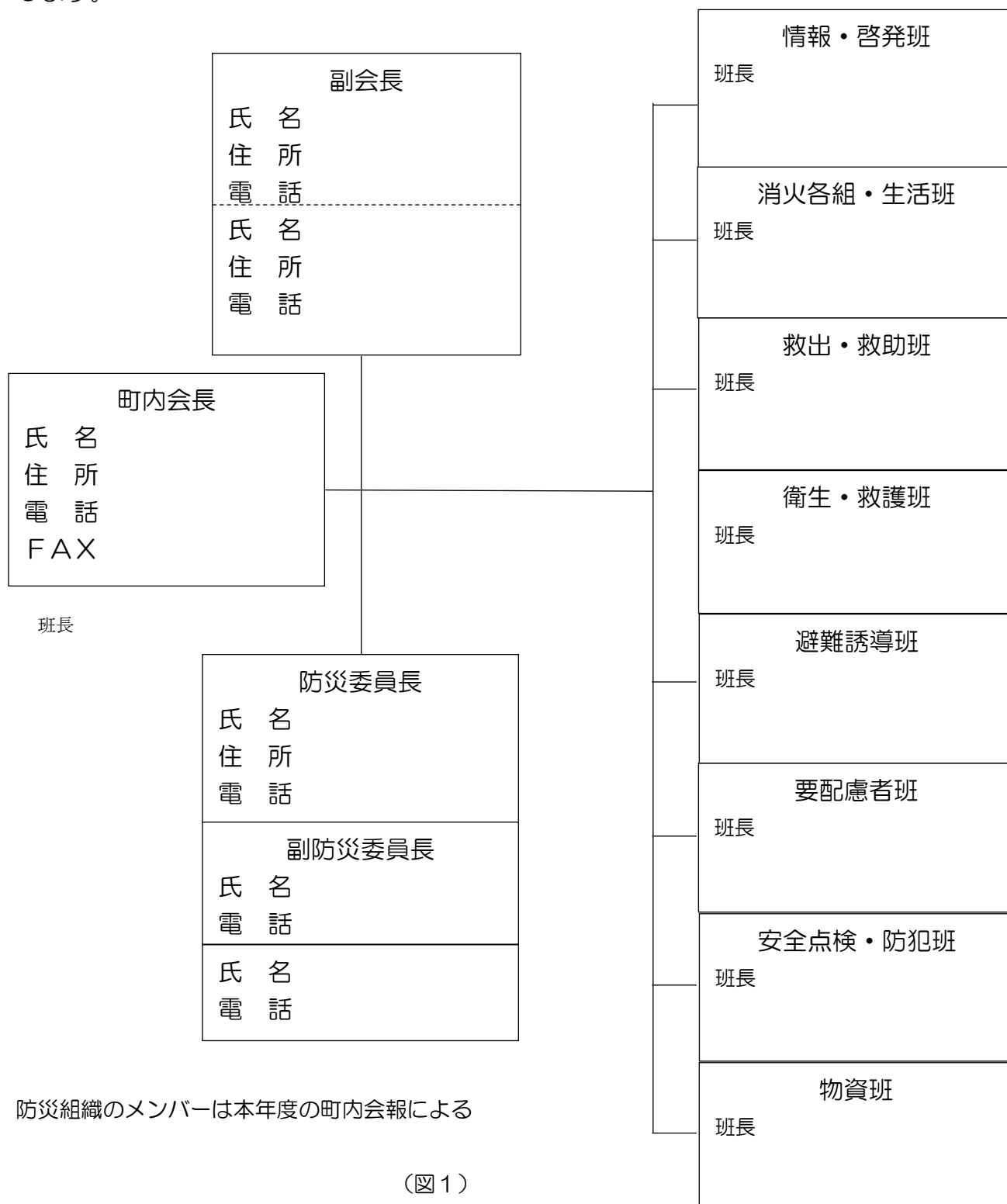


ブロック塀

第3章 自主防災組織の体制

1 自主防災組織の体制

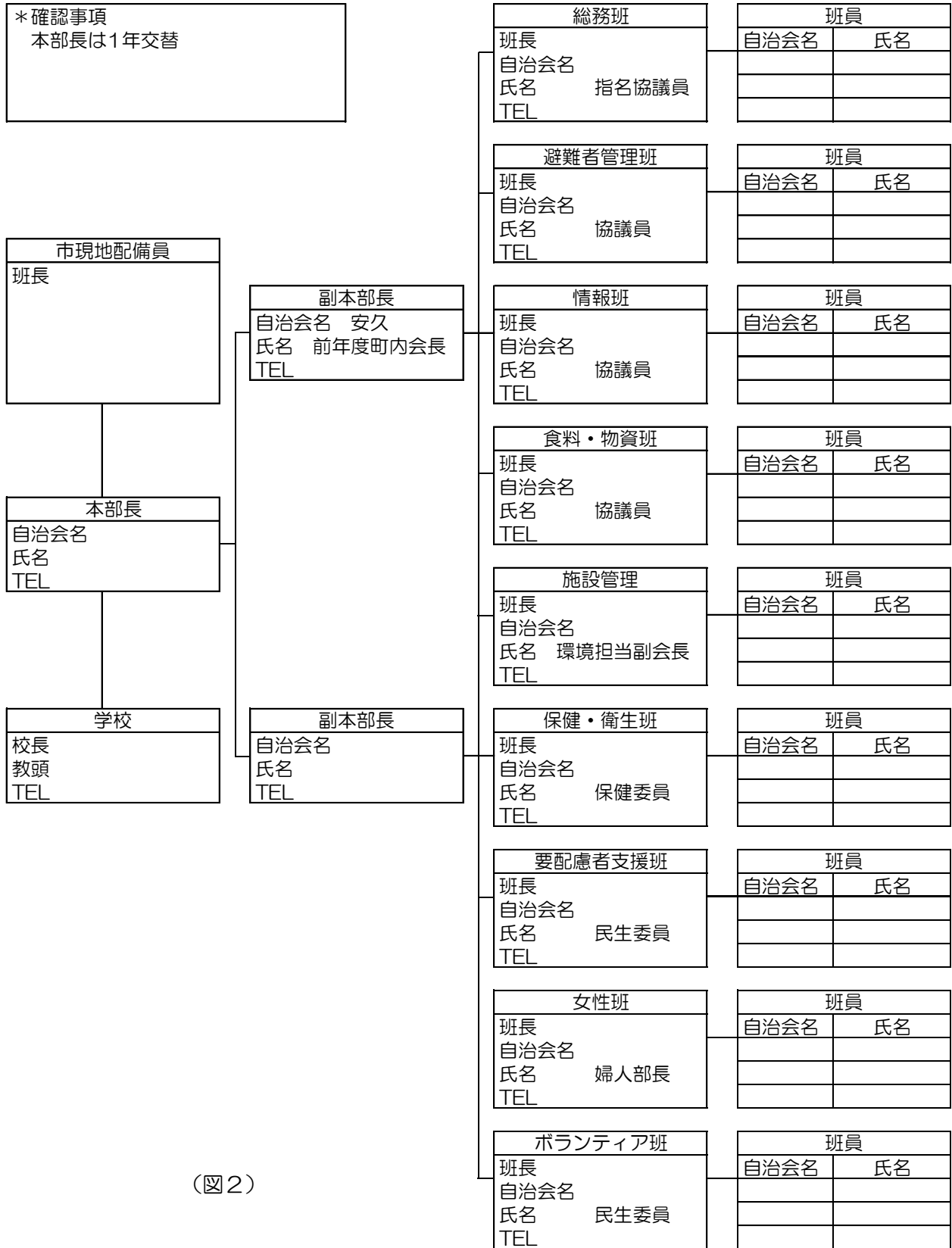
安久自主防災組織は、基本的に町内会長を中心として、町内会役員と自主防災会がサポートする組織体制で対処します。下図（図1）のような班構成となっています。また、中郷西中学校避難所（広域避難所）では下図（図2）のような避難所運営組織図で運営いたします。



中郷西中学校の避難場所の担当組織図 (地震災害時の組織図)

御園・長伏も水害時には中郷西中学校が避難場所になる

中郷西中学校避難所運営組織図



(図2)

注：本部長・各班の班長は松本と1年交替となる
 本部長が安久担当の場合は防災副委員長、各班の班長が安久の場合、記載の役員が担当する
 安久の各班の班員は、安久の自主防災本部と連携して班員を指名・派遣する

2 各班における災害時・平常時の役割班

班名	災害時	平常時
会長(副会長)	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災活動の指揮 自主防災本部の運営(会長の補佐・代理) 防災委員長との連帯 	<ul style="list-style-type: none"> 本組織の代表としての各班の活動の総括(会長の補佐・代理)
防災委員長 副 // 防災委員	<ul style="list-style-type: none"> 会長の補佐、各班の統括 自主防災本部の設置 避難行動要支援者名簿、世帯台帳、人材台帳の用意 避難所の立上げ 各組長、班員への指示 	<ul style="list-style-type: none"> 防災訓練の企画 地域の自主防災地図の作成 自主防災組織編成表の作成 世帯台帳・人材台帳の作成 防災資機材の整備計画の作成 避難所運営基本マニュアルの周知
情報・啓発班	<ul style="list-style-type: none"> 地域の被害状況の把握・伝達 市災害対策本部からの情報伝達 デマ防止 避難所運営本部との連絡調整 他自主防災組織との連絡調整、連携 市災害対策本部への被害報告 	<ul style="list-style-type: none"> 防災知識の普及、啓発 自主防災活動の情報収集 安否確認(黄色いハンカチ作戦等)の啓発
消火・生活班	<ul style="list-style-type: none"> 出火場所の確認 消火活動人員の割振り、活動指示 消防署への連絡 炊き出し及び食料の調達 飲料水・生活必需品等の調達・配分 在宅避難者の支援 	<ul style="list-style-type: none"> 消火器・可搬式消防ホースの使用法の指導 消火訓練の実施 感震ブレーカー設置の周知 非常持出品の広報啓発 炊き出し用具の備蓄
救出・救助班	<ul style="list-style-type: none"> 要救出者の確認 救出人員の割振り・救出指示 	<ul style="list-style-type: none"> 救出用資機材の調達と整備 救助技術の習得 救出・救助訓練の実施
衛生・救護班	<ul style="list-style-type: none"> 搬送人員の割振り 重傷者・中等症者の搬送 軽症者の応急処置 食中毒・伝染病の予防 し尿処理対策の実施 ごみの収集所の管理 	<ul style="list-style-type: none"> 応急手当や衛生知識の普及 トイレ対策の啓発 ごみ処理対策の検討 AED訓練、計画主導 トリアージ訓練、計画主導
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導の指揮 安否確認情報の収集 安否不明者の取りまとめ 在宅避難者の把握担当役員に報告 	<ul style="list-style-type: none"> 集会所・危険箇所の安全点検 避難訓練の実施(各組集合場所確認) 停電信号機(人の誘導対策)行政警察打合せ
要配慮者班	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者(高齢者、障がい者)の避難誘導 要配慮者の安否確認の指揮 要配慮者の把握 	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者名簿の作成協力 避難支援の個別支援計画の作成
安全点検・防犯班	<ul style="list-style-type: none"> ブレーカー遮断の実施・ガス等の消し忘れ防止の周知徹底 地域内の安全点検、倒木陥没 盗難等犯罪の防止 	<ul style="list-style-type: none"> 防災倉庫の防災資機材の管理・点検 地域内の巡回点検(ブロック塀) 地域の危険物調査(老木) 防犯訓練の実施(提灯隊)
物資班	<ul style="list-style-type: none"> 炊出し 食料の分配 部農会の協力を得る 	<ul style="list-style-type: none"> 炊出し用具の確保と訓練 米・水・食料(非常食)の確保 伊豆村の駅との協定書確認 ※協定内容は「資料編6」のとおり 軽トラック貸与(協力者名簿有り) 井戸水の確保(協力者名簿有り)

3 地震発生時の時系列での各班の行動（発災直後～復旧期）

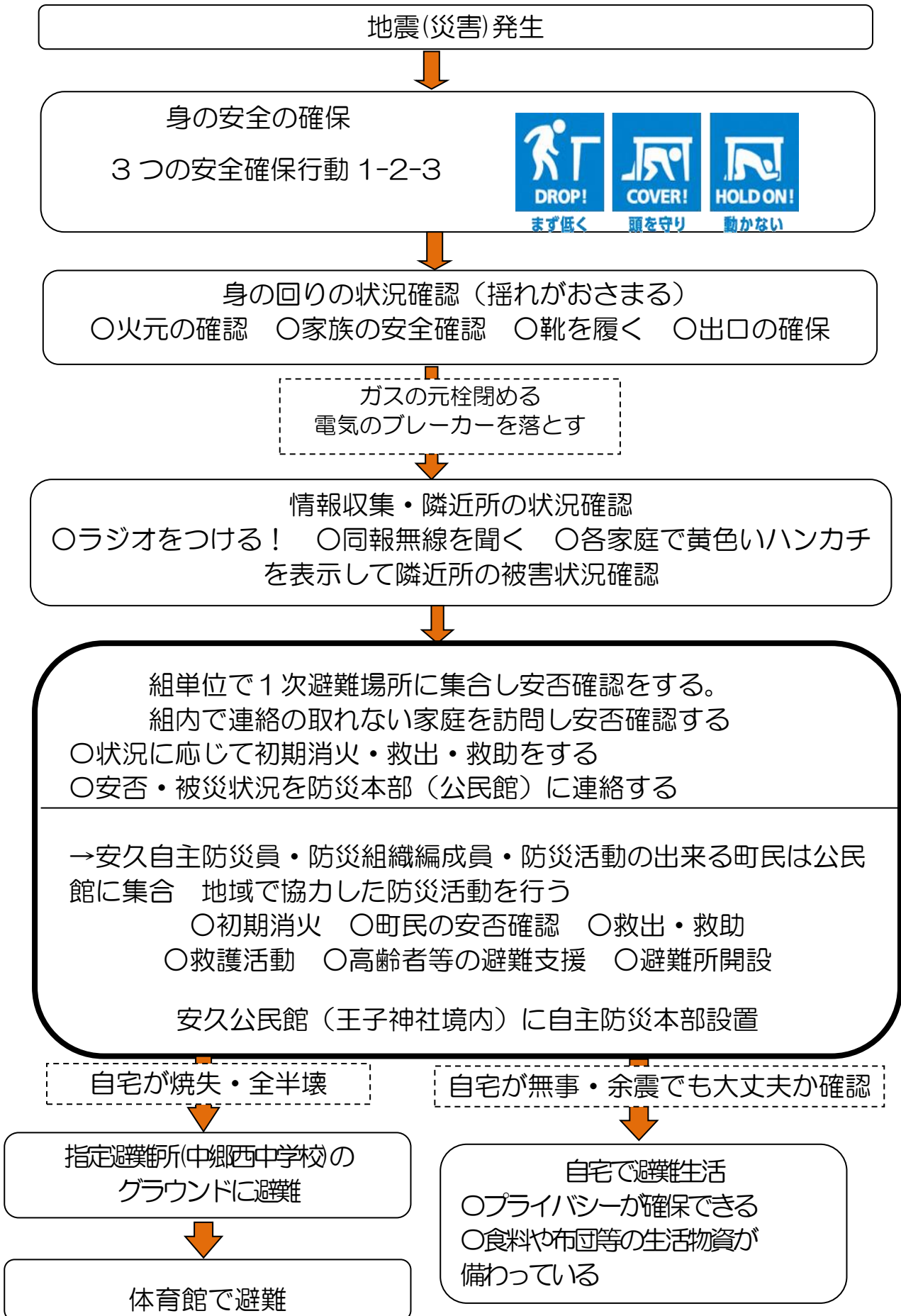
* 災害発生時には昼夜を問わず安否確認・救出救助活動を開始する事を基本とする。防災委員会は防災本部を公民館に立ち上げる。

班名	発災直後～数時間	発災当日～ 3日程度	3日～ 1週間程度	1週間以降
町内会長 (副会長)	○自主防災活動の指揮 ○災害対策本部の運営(会長の補佐・代理) ○防災玉手箱の開示			→ →
委員長 防災委員	○会長の補佐、各班の統括 ○災害対策本部の設置 ○避難行動要支援者名簿の用意(副委員長兩名避難所在宅者確認) ○世帯台帳・人材台帳の用意 ○市災害対策本部への被害報告 ○避難所運営本部との連携 ○防災玉手箱の開示			→ → → →
情報・ 啓発班	○地域の被害状況の把握・伝達 ○避難所運営本部との連絡調整 ○防災玉手箱の開示	○市災害対策本部からの情報伝達 ○正確な情報提供によるデマ防止 ○他自主防災組織との連絡調整・連携		→ → →
消火・ 生活班 (物資班)	○出火場所の確認 ○消火活動人員の割振り、活動指示 ○消防署への連絡	○炊き出し及び備蓄食料の調達 ○飲料水・生活必需品等の調達・配分		→ →
救出・ 救助班	○要救出者の確認(黄色ハンカチ作戦より) ○救出人員の割振り・救出指示			
衛生・ 救護班	○搬送人員の割振り ○重傷者・中等 症者の搬送 ○軽症者の応急処置	○食中毒・伝染病の予防(消毒液) ○し尿処理対策の実施 ○ごみの収集処分		→ → →
避難誘導 班	○避難誘導の指揮 ○安否確認情報の収集 ○安否不明者の取りまとめ・指示 ○在宅避難者の把握			
要配慮者班	○要配慮者(高齢者、障がい者)の避難誘導 ○要配慮者の安否確認の指揮	○要配慮者の生活状況の把握		
安全点検・ 防犯班		○ブレーカー遮断の実施・ガス等の消し忘れ防止 町内放送又はハンドマイクで連絡体制構築 ○地域内の安全点検 ○盗難等防犯の防止(提灯隊)		→ →
避難所 担当(中郷 西中)	○避難所開設 ○避難所運営			→

* 家庭、組内の安否確認をした後、自主防災活動に参加できる方は、公民館に集合ください。

第4章 災害発生時の行動

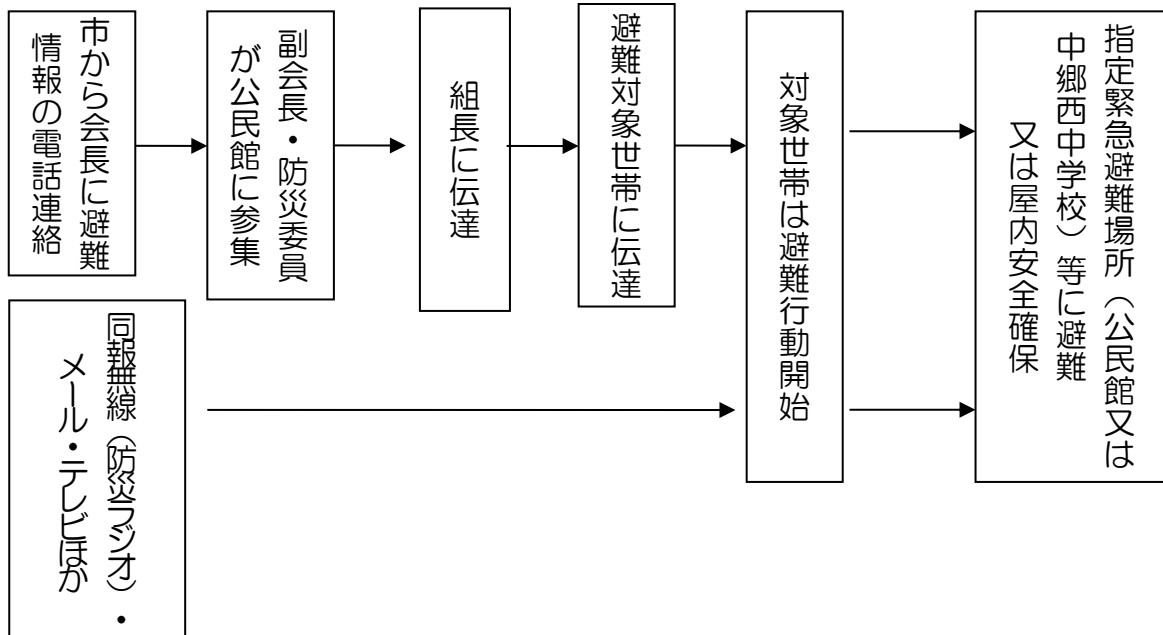
1 地震発生時の行動 災害時に各家庭では、次のフロー図のとおり行動する



2 風水害時の行動

暴風雨時に市災害対策本部から避難情報が発令されたら、次のフロー図のとおり避難対象者に避難情報を伝達します。

(1) 避難情報伝達の流れ (マイ・タイムラインの活用)



※弱者の対応を考慮する

(2) 避難対象地区 浸水想定区域 (ハザードマップのとおり)

(3) 避難行動の種類

区分	避難場所	説明
立ち退き避難 (水平避難)	中郷西中学校、知人宅など	その場を立ち退き、近隣の少しでも安全な場所に一時的に避難すること
屋内安全確保 (垂直避難)	自宅などの居場所	自宅などの居場所や安全を確保できる場所に留まること
	自宅の2階、居住建物の高層階	切迫した状況において、外への避難が危険なため、屋内の2階以上に避難すること

命を守る為、状況が悪くなる前に家庭内でまたご近所と早期避難を決断する



(4) 避難情報と住民に求められる行動（ヘルメット着用）

避難情報	立ち退き避難が必要な住民に求められる行動	災害の切迫性
自主避難	<ul style="list-style-type: none"> ●市から避難指示等が発令されていない場合でも「自らの命は自ら守る」という心構えで身の危険を感じたら自主避難すること。（近所にその旨連絡する） ●指定緊急避難場所に避難するときは市に連絡すること。 	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 200px; margin: 0 auto; position: relative;"> <div style="position: absolute; top: 10%; left: 50%; transform: translate(-50%, -50%); font-size: 2em;">低</div> <div style="position: absolute; bottom: 10%; left: 50%; transform: translate(-50%, -50%); font-size: 2em;">高</div> </div>
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者、障害者等の要配慮者は、立ち退き避難すること。自らを支援してくれている人に連絡をすること。 ●その他の方は立ち退き避難の準備をすること。 ●状況に応じて自発的に立ち退き避難する。 	
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ●立ち退き避難中の方は、確実に避難を完了すること。 ●危険な場所から全員避難 	
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ●命の危険、直ちに安全確保 	

※指定緊急避難場所への移動が、かえって危険と判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や屋内での安全確保を行う。

(5) 各家庭及び自主防災会で風水害当日に心がけるべきこと

災害情報・避難情報を取りに行くこと	<ul style="list-style-type: none"> ・同報無線は聞こえない →市民メール・防災ラジオ・テレビ・市HP、SNS等で情報を取得、スマホ持参の方はLINEに参加して情報を得る ・気象情報に注意する
早めの避難を心がけること	<ul style="list-style-type: none"> ピーク時には避難しない →道路が冠水し危険であるため移動できない

【テレビ・スマホで川の水位や避難情報が見られます】

*安久橋下の水位と安間樋管（関係者のみ）の水位がスマホで検索できます。



NHK→リモコンのdボタン
→水位・雨量情報や避難情報



防災ラジオ 1 台
(¥1,000)
危機管理課で販売中

(6) 自主防災組織に求められる行動（タイムライン）

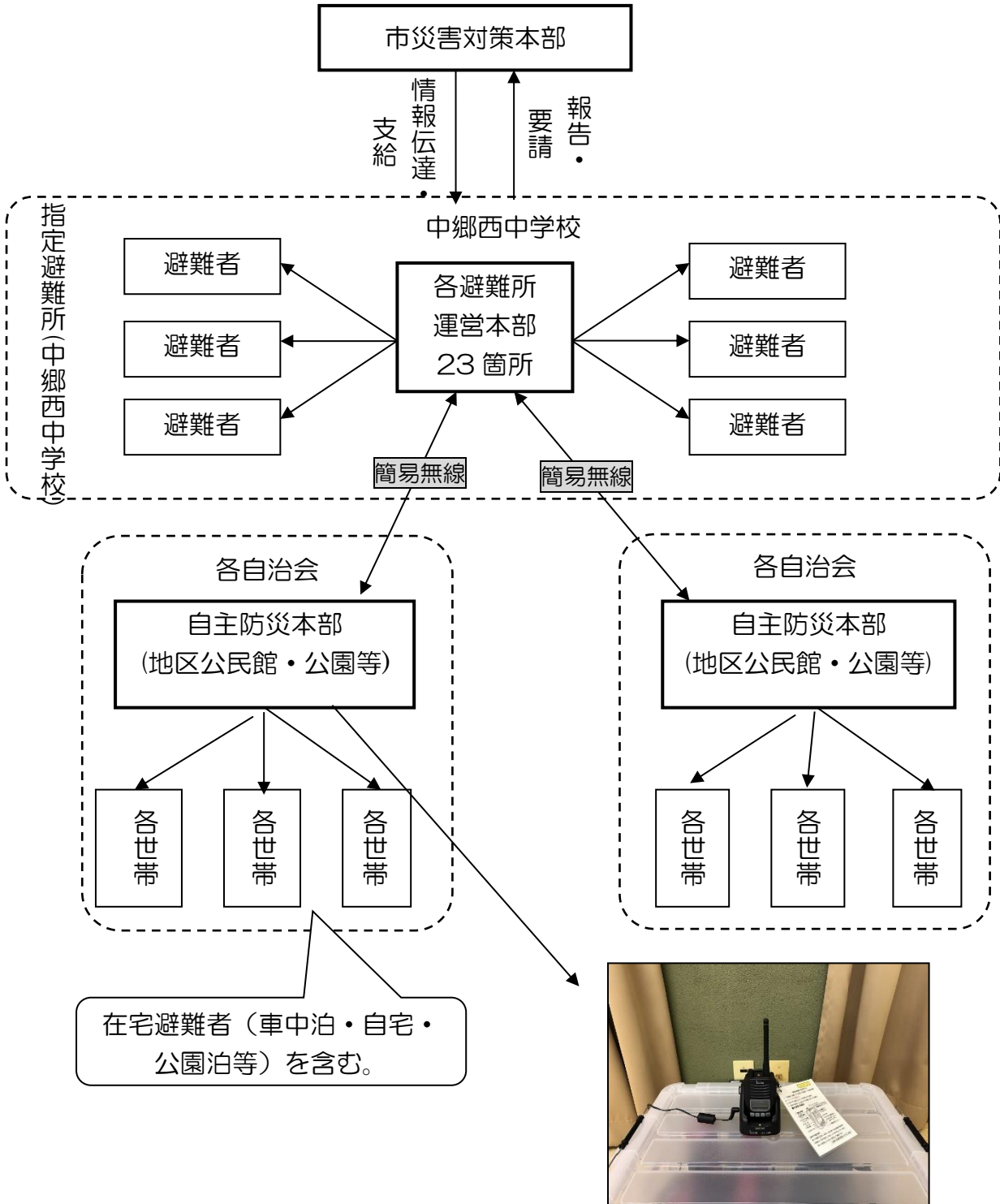
	気象情報・避難情報	自主防災組織の活動
-72H -48H -24H -12H -6H	○台風の進路予報 ◇大雨注意報、洪水注意報 ◇大雨警報、洪水警報 【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ●ハザードマップによる地域の危険個所の把握 ●情報収集（テレビ、ラジオ、インターネットなど） ●早めに災害に備えるよう周知を図る ●連絡体制の確保（町内会・組長・住民） ・町内会長から自主防災委員並びに組長等へ連絡 ・自主防災組織内の連絡、土のう等の準備 ●避難行動要支援者への対応 ・組長を通じた避難行動要支援者への声かけ、避難の意思確認 ●自主防災本部に役員参集 ●指定緊急避難場所（公民館）の開設準備 ・住民の受入れ準備 ・市から町内会会長あてに避難情報の入電 ●近隣（組長等）への呼びかけ ・近所への声かけや避難 ・近所の行動を確認 ●避難行動要支援者の避難支援 ●指定緊急避難場所（公民館）の運営 ・避難者の受入れ、対応 ●指定緊急避難場所（小中学校・高校）の運営 ・現地配備員（市職員）と連携し、避難者の対応 ・簡易無線等による情報共有 ●地域の水防活動 ・消防団を中心に危険な場所や地域の見回り ●近隣の安否確認 ・近所の相互確認 ・各家の避難状況の確認 ●自主防災組織による避難の判断や避難誘導
-3H -2H -1H 0H	◇土砂災害警戒情報 【警戒レベル4】避難指示 ◇大雨特別警報 【警戒レベル5】 緊急安全確保 ※必ず発令される 情報ではない	<ul style="list-style-type: none"> ●指定緊急避難場所（公民館）、指定緊急避難場所（小中学校・高校）の閉鎖 ・避難行動要支援者の支援 ●町内の巡回 ・被害箇所の確認 ・市への報告 ●災害対応の意見聴取、地区防災計画の修正
	気象情報・避難情報 解除後	<ul style="list-style-type: none"> ●指定緊急避難場所（公民館）、指定緊急避難場所（小中学校・高校）の閉鎖 ・避難行動要支援者の支援 ●町内の巡回 ・被害箇所の確認 ・市への報告 ●災害対応の意見聴取、地区防災計画の修正

3 各避難所運営本部と自主防災本部との連携

市災害対策本部から紙ベースでの情報や救援物資は、市内 23 箇所の避難所運営本部を基点とし、自治会ごとの各自主防災本部を経由して各世帯に伝達、支給されることとなり、自主防災本部と指定避難所との連携が重要です。避難所運営本部は、関係する自主防災組織からそれぞれ役員を選出し、運営します。

※ 在宅避難者の状況は、各自主防災本部で把握し、避難所運営本部を通じて市災害対策本部に報告し、支援を受けます。

*水害時、三島南中学校に避難可能



【町内会長宅で保管】

安久災害対策本部の設置

(1) 概要

A. 設置の基準

地震	<ul style="list-style-type: none">・市内の震度 5 強以上のとき・南海トラフ地震に関する情報が発表され市長の指示があるとき。
水害	<ul style="list-style-type: none">・市災害対策本部から高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保が発令されたとき・自主避難者があるとき

B. 場所・参集

場所	安久公民館洋間
参集要因	<ul style="list-style-type: none">・自主防災組織編成表に記載された委員は、災害対策本部に参集するものとする。・設置基準に従い、集合連絡の有無にかかわらず、自らの安否、家族の安否を確認後、速やかに災害対策本部に集合する。

C. 災害対策本部長の役割

災害対策本部長	<ul style="list-style-type: none">・災害対策本部の町内地図の前に常駐し、必要な指示・決定を行う。必要に応じ現場（人命に係る案件）の確認、指示、決定をする。・やむを得ず離籍する際は必ず代理者を指名して、町内地図前に常駐させること。不在厳禁とする。
副本部長と防災委員長	<ul style="list-style-type: none">・町内会長（災害対策本部長）の補佐をする。・町内会長が不在の際は代理として指示・決定を行う。

(2) 防災玉手箱の活用

A. 導入のメリット

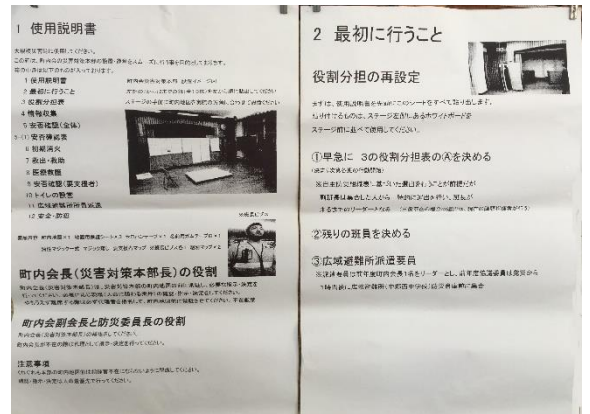
- ・災害対応に当たる多くの町民が活動の手順を確認することが出来る。
- ・災害時に実際に集まった町民の中で役割分担を決める仕組み作りが出来る。
- ・町内の被害の状況を地図に落とし、組織的に対応できるようにする。

B. 内容

- ・説明書、各班マニュアル 役割分担表
- ・安久地区防災計画書
- ・町内組別地図
- ・ペン、文具、ガムテープ、電池他



防災玉手箱



防災玉手箱に入っている説明書等

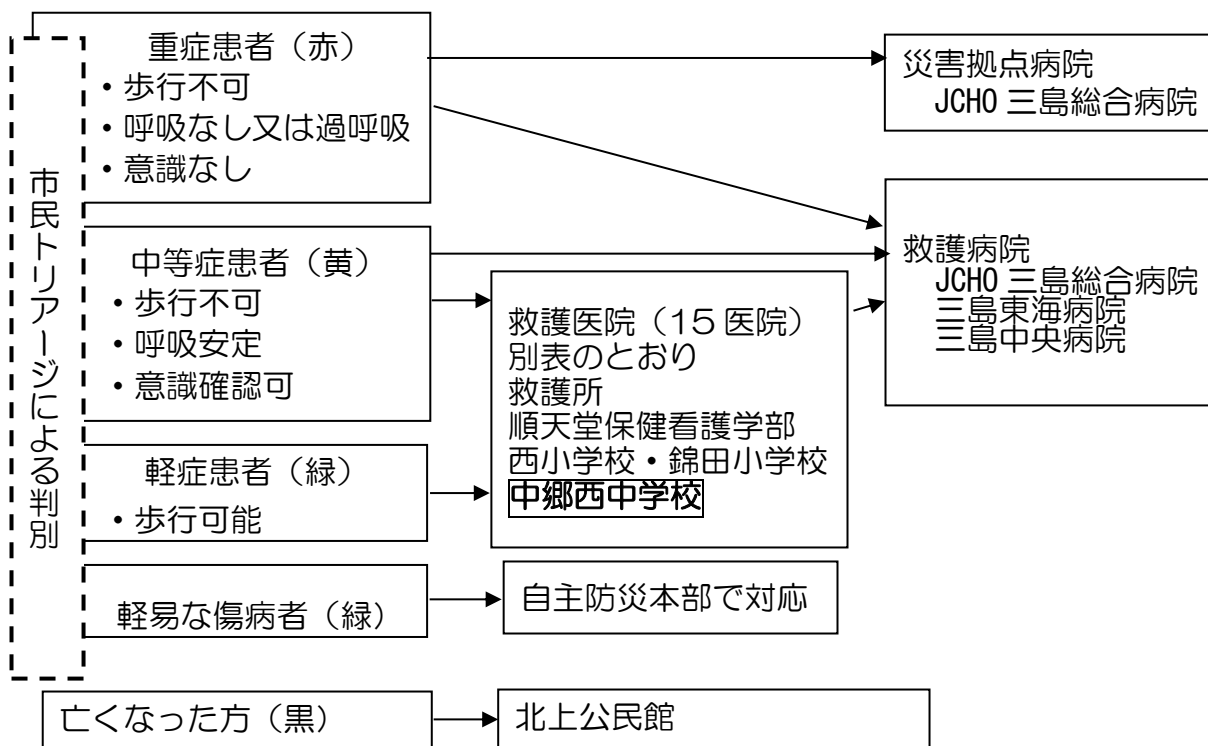
(3) 災害対策本部の行動

- A. **防災玉手箱を取り出す** 公民館ステージ右側の棚より引き出し
開封する
- B. **使用説明書を先頭にすべてのシートを壁に貼り付ける**
- C. **役割分担を決める** 基本は編成表に基づき選出する。
班長不在の時は参集した役員から一時的な選出を行い、班長が来るまで代理とする。
- D. **決定後、随時、各班の行動開始**
- E. **中郷西中学校に避難所担当を8名（前年度町内会長含む）選出**
- F. **前年度町内会長をリーダーに中郷西中学校へ集合する**

4 医療救護の方法

各家庭、災害対策本部では、傷病者が発生したときには、市民トリアージにより怪我の程度を判別し、それぞれ指定の病院への搬送、または応急手当を実施する。

(1) 災害時の傷病者の搬送先（市内で震度6弱以上のとき）



(2) 市民トリアージの実施方法

- 市民トリアージは、市民が「市民トリアージ表」に従い、①から順番に判別して、色のテープによる傷病者を判定します。迷ったら、重症の方を判定します。
- 救護所、救護病院などでは医師が再度、正式なトリアージを実施します。

赤テープ：重症者（最優先で搬送し、治療が必要な方）

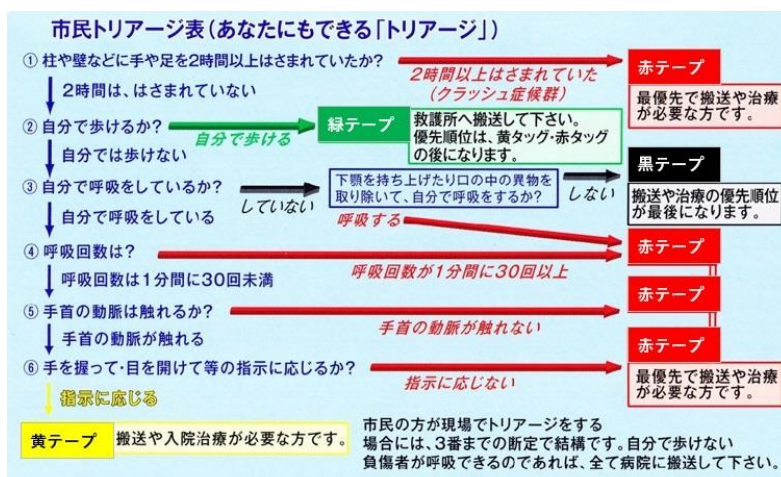
→災害拠点病院、救護病院へ搬送

黄テープ：中等症者 →救護病院、救護医院、救護所へ搬送

緑テープ：軽傷者 →救護医院、救護所へ搬送

黒テープ：生命兆候がないと判断された者 →北上公民館へ搬送

市民トリアージ表（NPO法人災害・医療・町づくり HP 抜粋）



別表 救護所・救護医院等一覧

(1) 災害拠点病院

①	JCHO三島総合病院	975-3031	谷田字藤久保2276
---	------------	----------	------------

(2) 救護病院

①	JCHO三島総合病院	975-3031	谷田字藤久保2276
②	三島東海病院	972-9111	川原ヶ谷264-12
③	三島中央病院	971-4133	緑町1-3

(3) 救護医院 …15医院

【旧市内】			
①	鈴木整形外科医院	971-3653	泉町12-35
②	三島メディカルセンター	972-0711	南本町4-31
③	山口医院	975-0559	栄町1-23
④	川崎内科医院	972-8811	北田町4-14
⑤	がくとう整形外科クリニック	975-0785	南町8-8
⑥	辻林内科	981-3211	加茂川町22-14
【北上地区】			
⑦	芹沢病院	986-1075	幸原町2-3-1
⑧	とくら山口医院	986-8690	徳倉2-4-13
⑨	渡辺整形外科	987-1550	萩188
【中郷地区】			
⑩	後藤医院	977-3115	梅名442-3
⑪	三愛医院	977-3770	中島67
⑫	高野内科循環器科クリニック	977-0030	長伏226-1
⑬	川島胃腸科・外科クリニック	976-2555	松本4-6
⑭	斉藤医院	977-1413	大場82-2
⑮	三島共立病院	973-0882	八反畑120-7

(4) 救護所

①	錦田小学校	975-0054	谷田966
②	西小学校	975-0416	緑町7-7
③	中郷西中学校	977-4707	梅名854-1
④	順天堂大学	991-3111	大宮町3丁目7-33

5 避難所の運営

避難所の運営は、市が作成した市内統一の三島市避難所運営基本マニュアルに従い、避難対象の自主防災組織が連携して行います。



【マニュアル・様式・ピブス等が保管してあるコンテナ】
防災倉庫内に保管

第5版	
避難所運営基本マニュアル	
本文	
【避難所運営の主な役割分担】	
市民 (自主防災組織)	(1) 避難所運営の実施主体（地震発生時のみ） (2) 避難者、地域住民への情報の伝達 (3) 本部に要請する食料及び物資の取りまとめ (4) 在宅避難者の把握及び支援
学校	(1) 市と連携した避難所の開設 (2) 学校の施設管理 (3) 小学校の給食施設での炊き出しの支援
三島市 (現地配備員)	(1) 避難所の運営支援 (2) 市災害対策本部への報告及び要請 (3) 施設管理者（学校）と協力した避難所の開設・閉鎖 (4) 避難所の避難者及び在宅避難者の取りまとめ
平成30年3月	
三島市	
（ 避難所 ）	

番号	施設名	避難対象の自治会 町内会
1	東小学校	大社町・東本町1丁目・東本町2丁目・日の出町・東町・南二日町(伊豆箱根線路東側)・大宮町2丁目・川原ヶ谷・雪沢
2	西小学校	加屋町・清住町・三好町・西本町・栄町・西若町・緑町・南町・広小路町・泉町・寿町・本町大中島・本町小中島
3	南小学校	南本町御殿・南本町高台・北田町・中田町北・中田町南・南田町・富田町・南本町新御殿・南二日町(伊豆箱根線路西側)
4	北小学校	文教町1丁目・合同宿舍文教住宅・幸町・幸原町・サンステージ老町田
5	錦田小学校	小山中島・小山・谷田・御門・竹倉・玉沢・谷田城の内・東富士見・西富士見・並木・柳郷地・ヴァンヴェール遺伝坂・柳郷地市営住宅・市営谷田住宅
6	向山小学校	夏梅木・中・錦が丘・北沢・サンステージ向山王の郷・サンステージ向山はにまるタウン
7	山田小学校	若松町・西旭ヶ丘・青葉台・山田・旭ヶ丘・山田住宅
8	坂小学校	台崎・元山中・市山新田・三ツ谷・笹原・山中・箱根坂・玉沢(奥山)
9	徳倉小学校	徳倉第1・徳倉第2・徳倉第3・徳倉第4
10	沢地小学校	富士ビレッジ・沢地・千枚原・光ヶ丘1丁目・光ヶ丘3丁目・光ヶ丘県営住宅・光ヶ丘市営住宅・富士見台
11	北上小学校	萩・徳倉第5・徳倉第6・エンゼルハイム芙蓉台
12	佐野小学校	佐野・見晴台
13	中郷小学校	梅名・中島・八反畑・鶴喰
14	長伏小学校	長伏・御園 ※御園は風水害時、中郷西中学校
15	錦田中学校	押切・桜ヶ丘・遺伝研・愛宕・緑ヶ丘・塚原・阿部野・塚の台・小山台・塚原台・シャリエ三島松が丘・松が丘・塚原下原
16	南中学校	青木・新谷・玉川・平田・藤代町・モナーク三島・ウイスティリア三島青木
17	北中学校	文教町西・加茂川町1区・加茂川町2区・シャルマンコーポ・壱町田1丁目・壱町田2丁目・県営壱町田やまがみ団地・東壱町田・シャリエ三島壱町田・かわせみタウン壱町田・マルシオン・マルジュ壱町田
18	北上中学校	芙蓉台
19	中郷中学校	大場(伊豆箱根線路西側)・多呂 ※風水害時は三島南高等学校
20	中郷西中学校	松本・安久
21	山田中学校	加茂・市営加茂住宅・小沢・初音台・三恵台・初音 ※三恵台は風水害時錦田中学校
22	三島北高等学校	芝本町・一番町・中央町・中央町2区・文教町2丁目・大宮町1丁目・大宮町3丁目・文教町東岩崎
23	三島南高等学校	大場(伊豆箱根線路東側)・三島パサディナ・東大場
24	三島長陵高等学校	JR 東海新幹線滞留旅客

第5章 平常時の取り組み

1 防災訓練・研修

4つのポイント

- ① 訓練は、参加者が増えるよう楽しめるような要素を意識して企画すること
- ② 訓練は、災害種別（地震・風水害）や訓練の目的を明確にして企画すること
- ③ 訓練実施後には課題を話し合い改善に繋げること
- ④ 中高生に役割を与え、若い活力を引き出すこと

訓練の目的	実施内容
災害対策本部の設置	本部設置訓練、情報伝達訓練、災害凶上訓練（イメージT E N）
初期消火	消火器訓練、可搬ポンプ操作訓練、バケツリレー 消火器の定期点検
安否確認	黄色いハンカチ作戦による安否確認訓練
救出・救助	重量物除去訓練、防災資機材の定期点検
医療救護活動	A E D操作訓練、身近なものを使った応急手当講習、通常 の担架搬送訓練、毛布による担架搬送訓練、市民トリアー ジ講習
高齢者・障がいのある 人等の避難支援	避難行動要支援者の確認、車椅子、リヤカーによる避難訓 練
生活支援	災害時のトイレ対策訓練、炊き出し訓練
避難所の開設	避難所開設訓練、避難所運営ゲーム（HUG）



【班別防災訓練】

2 各家庭に対する啓発

各家庭に対する啓発は、防災訓練や研修会の中で次の事項について計画的に行う。

【防災訓練】

	テーマ	啓発のポイント
重点実施	住宅の耐震化	特に昭和56年以前建築の住宅の耐震化の促進
	家具類の固定化	家具の固定又は利用の少ない部屋へ家具の移動
	飲料水や食料の7日分の備蓄	食料はローリングストックを活用、飲料水は1人1日3Lを7日分備蓄
	災害用トイレの対策	各家庭での携帯用トイレ、簡易トイレ、ビニール袋、凝固剤等の備蓄
家庭内の対策	感震ブレーカーの設置の促進	電力の復旧に伴う通電火災に備える『重要』
	家庭用消火器の設置	台所近くに設置すること
	安否確認用黄色いハンカチ作戦	黄色いタオル等の備え置き黄色いハンカチなどを掲げ、我家は大丈夫！を周知 2階以上は窓枠に掲げる
	非常用持ち出し袋の備え	ヘルメット、ライト、ラジオ、予備電池
	寝室の備え	寝室の近くに履物、ライト、ラジオ、衣類、簡易テント等の用意（特に履物は重要）
家族間	災害時の情報収集手段の確認	テレビ、ラジオ、市民メール、同報無線、SNS等、ハザードマップ
	家族間の連絡手段	災害伝言ダイヤル171の活用、家族の集合場所及び連絡方法
子供	防災クイズ	町内のイベントなどの機会に基礎的な防災知識をクイズ形式で啓発
地震・風水害対策	地域の危険箇所を把握	ハザードマップや三島市HPで危険な箇所を確認して、避難対象の地区はどこか確認（道の陥没、倒木、ブロック塀状態）
	避難場所や避難経路を確認	避難対象地区の避難場所や避難経路を確認し、避難経路で土砂災害が発生しないか、浸水して通れなくなかないか確認 用水路への転落防止目印設置
	地域内での連絡方法の確認	市→町内会長→防災委員→避難対象世帯（各町内で明確にする）の連絡網の構築



家具の転倒防止や感震ブレーカーの設置は市の補助金を活用しましょう

第6章 活動計画


「安久地区防災計画」の実行性を高めるため、平常時から定期的に会合や防災訓練を実施し、定期的に計画を見直します。

時 期	毎年行うこと	
4月	防災委員の定例会	消火・生活班の編成員研修
5月	防災委員の定例会	情報啓発班の編成員研修
6月	防災委員の定例会	救出・救護班の編成員研修
7月	防災委員の定例会	衛生・救護班の編成員研修
8月	防災委員の定例会	避難誘導班の編成員研修
9月	防災委員の定例会	要配慮者班の編成員研修
10月	防災委員の定例会	安全点検・防犯班の編成員研修
11月	防災委員の定例会	物資班の編成員研修
12月	防災委員の定例会	自主防災組織編成員の全体訓練
1月	防災委員の定例会	
2月	防災委員の定例会	
3月	防災委員の定例会	

優先順位	課題を解決するために今後行うこと	時期
1	避難行動弱者認識確定	常会確定即
2	上記弱者支援者確定	//
3	新年度世帯台帳作成	//
4	新年度人材台帳作成	//
5	町内会役員及び自主防情報共有	毎月
6	風水害行動規約及機材人材検討	適宜
7	中学生防災訓練お願いと指導	編成班訓練時
8	中郷西中避難所運営訓練	年1回
9	自主防委員の個別訓練	毎月

資料編 1 災害情報の収集方法や連絡先

1 最寄りの避難所等の情報収集


アプリ名	概要	入手方法
静岡県総合防災アプリ	各種緊急情報の通知、ハザードマップの確認、平時の防災学習や避難トレーニングまで、災害時に幅広く役立つアプリ	 上記 QR コードでアクセス

2 気象情報の収集

テレビ、ラジオのほか、下記のサイトで気象情報等を入手することができます。

サイト名	概要	URL
国土交通省 川の防災情報	全国の雨量、河川水位、積雪情報などをリアルタイムで公開	https://www.river.go.jp/porta1/#80
静岡県土木総合 防災情報 (サイポスレーダー)	静岡県の気象情報、雨量、河川水位、観測地点のライブカメラ映像など	http://sipos.pref.shizuoka.jp/
気象庁	気象庁が発表する気象情報、地震・津波情報を掲載	http://www.jma.go.jp/jma/index.html
静岡県の土砂災害情報	土砂災害危険箇所マップ、土砂災害警戒区域、特別警戒区域マップなど掲載	http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-350/sabouka/dosyasaigaijio_uhoumap.html

3 市が発信する避難情報等の情報収集

サイト名	概要	登録、受信方法など
みしまるホットメール	三島市が行っている登録制のメール配信サービス。避難情報や災害等に関し緊急情報を配信する。また、防犯情報やイベント・お出かけ情報 など、様々な情報を選択して受信することが可能。※登録は無料ですが、メールの送受信は負担となります。	【登録方法】 下記アドレスかQRコードで空メールを送信して登録 ・メールアドレス mishima-entry@sbsrelief.isseimail.jp ・QRコード 

三島市地震・防災情報トップ	三島市公式ホームページ内の地震防災情報に関するページ。	三島市災害情報 検索 
ライン	三島市公式ライン	三島市公式ライン 検索 
フェイスブック	三島市公式フェイスブック	三島市公式フェイスブック 検索 
ツイッター	三島市公式ツイッター	三島市公式ツイッター 検索 
FMラジオ	災害時に三島市が発信する緊急情報をFM局が放送。	FMみしま・かなみ 77.7MHz
同報無線 (声の広報)	市内に設置している屋外スピーカーを用いた音声放送。	【同報無線テレフォンサービス】 同報無線（声の広報）で放送した内容（過去24時間以内）の放送内容を電話で確認できます。 ・フリーダイヤル 0120-212184（通話料無料） ・フリーダイヤルが利用できない場合 055-975-2121（通話料有料）
防災ラジオ	同報無線（声の広報）を受信できる「防災ラジオ」を販売。 	危機管理課にて1台1,000円で販売 ①AM・FM・同報無線が受信可能です。 ②同報無線の自動受信、ラジオ放送の自動切り替えができます。 ③電源は単三乾電池3本、家庭用AC電源（100V）どちらも可能です。 ④LEDライト付きです。

4 緊急時の連絡先

施設	要請、問い合わせ	電話番号	備考
三島市 危機管理課	【三島市災害対策本部】 被害状況や避難情報等の市の 対応等	055-983-2650	
三島市 健康づくり課	【三島市医療救護対策本部】 医療救護病院、救護医院、救 護所について	055-973-3700	
富士山南東 消防本部	三島消防署	055-972-5800	
	災害テレホンサービス 火災や救助などの情報	055-983-0105	
	救急テレホンサービス	055-983-0116	
	火災や救急要請	119	
三島市社会福 祉協議会	【市災害ボランティア本部】 被災者が必要としている支援 やボランティアの募集	055-972-3221	
三島市水道課	断水の復旧状況や水道管の破 裂等	055-983-2659	
三島市 下水道課	下水道の復旧状況や下水道管 の破裂等	055-983-2661	
東京電力 カスタマー センター	停電の復旧状況や電線の切 断・垂れ下がり等	0120-995-007	平日・休日問 わず 24H 対応
静岡ガス(株) 東部支社	ガス供給の復旧状況やガス漏 れの発見等	055-972-2811	
株式会社 NTT 西日本	公衆電話等の機器の故障、電 話線の切断・垂れ下がり等	113	平日・休日問 わず 24H 対応
三島警察署	交通規制情報や犯罪の予防	055-981-0110	代表電話
伊豆箱根鉄道 (株)	鉄道の運行状況	055-977-1201	
(株)FMみし ま・かなみ	コミュニティエフエム	055-981-8600	
国土交通省 沼津河川国道 事務所	国の河川や道路の管理	055-934-2001	
静岡県沼津 土木事務所	県の河川や道路の管理	055-920-2202	
静岡県 東部地域局	県東部地域の災害対応	055-920-2180	

資料編2 防災資機材や備蓄食料

1 防災資機材や備蓄食料一覧 2021年

		上 防災倉庫	中 防災倉庫	南 防災倉庫	下 防災倉庫	西 防災倉庫
情報伝達用資機材	電池メガホン	1	4	2	1	1
	簡易無線機	0	5	0	0	0
初期消火用資機材	街頭用消火器・格納庫	0	3	5	0	0
	ホース	6	7	6	4	11
	バケツ	5	2	2	4	5
	C型可搬式ポンプ	1	1	1	1	1
障害物除去用資機材	パール	0	2	1	0	2
	折りたたみ椅子	4	0	0	0	0
	のこぎり	1	1	1	1	1
	掛矢	2	2	1	2	2
	斧	1	1	1	1	0
	スコップ	2	2	2	2	2
	つるはし	1	1	0	1	1
	マニラロープ(1.5×20m)	2	2	2	2	2
	エンジンチェーンソー	0	2	1	1	1
	アルミ脚立RD15	1	1	1	1	1
	アルミニ連梯子	0	0	0	0	0
	油圧ジャッキ(6吨)	2	2	0	2	2
	両口ハンマー3.5k	2	2	2	2	2
	テコパール125×1800	1	2	2	3	0
救護用資機材	担架	1	1	1	0	1
	救急箱(救急セット)	2	1	1	2	1
避難生活用資機材	発電機一式(コード・スタンド)	1	2	1	1	1
	投光器	1	1	1	1	1
	腕章	0	0	0	0	0
	釜・かまど	0	0	1	0	0
	簡易トイレ	2	2	2	2	2
その他	竹	0	4	2	0	0
	毛布	0	11	1	0	0
	大型釜	0	1	1	0	0
	かまど(炊き出し用)	0	0	1	0	0
	簡易トイレ(大)	0	2	0	0	0
	簡易トイレ(中)	0	0	0	0	0
	ヘルメット	0	25	0	2	1
	コードリール	0	2	1	1	0
	金バケツ	2	6	20	4	0
	混合燃料(長期保存用)1ℓ缶	2	1	2	0	0
	トランシーバー		2			
	パワーギア		1			
	小型ヘッドライト		4			
	サーチライト		2			
	災害多人数救急箱20人用		1			
	ワカメご飯		1箱			
	梅ジャコご飯		1箱			
	生命のパンあんしん		14			
	田舎ご飯		3箱			
	ワカメスープ		2箱			
	クサビ		8			
	角(中)90×90		2			

資料編3 風水害の基本的な知識

1 避難情報の種類

種類	住民に求める行動
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ●避難行動に時間を要する人… 避難に時間を要する人（ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等）は避難を開始しましょう。（避難支援者は支援行動を開始） ●通常の避難行動ができる人…いつでも避難ができるよう準備をしましょう。身の危険を感じる人は、避難を開始しましょう。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ●通常の避難行動ができる人…避難場所への避難をしましょう。ただし、ハザードマップ等で安全を確認できる場合には、親戚・知人宅への避難について、普段から検討しておきましょう。また、避難場所への移動がかえって危険と判断する場合は、屋内での安全確保（安全を確保できる場所に留まる、又は屋内の2階以上の安全を確保できる高さに移動する）を行いましょう。
緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない	<p>既に災害が発生、又は切迫した状況です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●既に避難中の人…避難行動を直ちに完了しましょう。 ●避難していない避難対象の人…直ちに自らの命を守る最善の行動をとりましょう（屋内の2階以上や斜面と反対側の部屋に逃げるなど）。

2 警戒レベルととるべき行動（タイムライン）



資料編4 地震（震度階級）

1 地震（震度階級）

震度階級	状況	震度階級	状況
震度 0	人は揺れを感じない。	震度 5弱	大半の人が恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。棚にある食器類や本が落ちることがある。
震度 1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	震度 5強	物につかまらなると歩くことが難しい。固定していない家具が倒れることがある。
震度 2	屋内で静かにしている人の大半が揺れを感じる。	震度 6弱	立っていることが困難になる。固定していない家具の大半が移動し、倒れるものが増える。
震度 3	屋内にいるほとんどの人が揺れを感じる	震度 6強	這わないと動けない。固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。
震度 4	ほとんどの人が驚く。 電灯などのつりさげ物は大きく揺れる。	震度 7	耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建では、倒れるものが増える。

（気象庁「震度と揺れ等の状況（概要）」から抜粋して作成）

資料編5 災害時の備え

1 備蓄品・非常持ち出し品

備蓄品

- 工具セット
- サランラップ
- ビニール袋 (雨具・敷物・トイレ)
- ランタン
- カセットコンロ (煮炊きできる)
- 給水ポリタンク (給水時便利)
- ベットのえさ
- ティッシュペーパー
- ロープ
- ウエットティッシュ
- 水のいらないシャンプー
- 携帯トイレ

非常持出品

- 食糧品 (備蓄は7日分)
- 現金・貴重品
- お薬手帳
- 救急医療品 常備薬
- 厚手の手袋
- ライター・マッチ
- 生理用品
- 懐中電灯・携帯ラジオ
- 粉ミルク
- 携帯カイロ
- 飲料水 (備蓄は1人1日最低3リットル)
- 寝袋
- 衣服 (長袖・長ズボン)
- 防寒衣 (上下)
- 毛布
- 長靴

2 災害時のトイレ対策

携帯トイレ、どれくらいの数を備えたいの？ ※内閣府(防災担当)「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」より

めやすは **1人1日 5回分** × **(1週間) 7日分** × **家族の人数分**

ふだん、1日に何回トイレに行くか考えてみよう

1人につき……「1日5回分を1週間分」をめやすに備蓄しよう

5人家族 だったら？ $5 \times 7 \times 5 = 175$ コ!

※「携帯トイレ」とは災害用トイレのうち、既存のトイレ等に被せて用いるもので、便座に吸収シートが付いたものや、便袋と凝固剤を併用するもの。「携帯トイレ」には様々な製品があります。

災害用トイレの例

携帯トイレの種類はおおまかに2パターン

吸水シートで水分を吸わせるタイプ 粉末状の凝固剤で固めるタイプ 携帯トイレ

※「家庭で備えるならコレ！」

携帯トイレの使い方

※排泄物の搬出方法は各市町が示すルールに従いましょう。

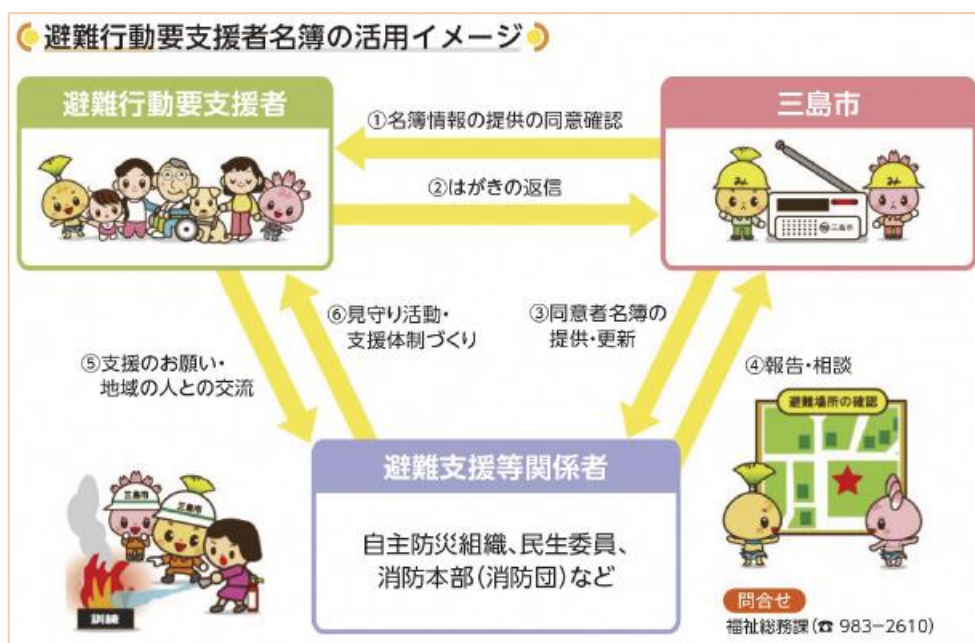
- ① 便座を上げて、ごみ袋(大きめの)をかぶせる
- ② 便座の上から携帯トイレの袋をかぶせる ※はずれないよう携帯トイレの袋のふちを便座の下にくるむようにしてはさむ
- ③ 使用后、携帯トイレの袋のみはずして口をしぼる
- ④ 密閉できる容器や袋に入れ、一般ごみと分別して保管

3 避難行動要支援者

(1) 避難行動要支援者とは

「災害時に、自力で避難することが困難で、避難所へ避難する際に家族以外の第三者による支援を必要とする方々」を言います。三島市では、在宅で生活し、下記のいずれかに該当する方を避難行動要支援者として定めています。

- ① 要介護認定3～5の方
- ② 身体障害者手帳1～2級の方
- ③ 精神障害保健福祉手帳1～2級の方
- ④ 療育手帳A判定の方
- ⑤ 難病患者の方
- ⑥ 一人暮らし高齢者(80歳)以上又は高齢者のみの世帯
- ⑦ 自治会が支援の必要があると認めた方



資料編6 伊豆村の駅との協定書

大規模災害時における施設の提供等に関する協定

三島市（以下「甲」という。）と株式会社村の駅（以下「乙」という。）及び安久町内会（以下「丙」という。）は、地震、風水害等による自然災害が発生し、または発生することが予想される場合（以下「大規模災害時」という。）において、必要な施設の使用等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害時における施設の使用及び食料、飲料等（以下「食料等」という。）の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請の内容）

第2条 甲は、大規模災害時において必要があると認められるときは、乙に対し、次の施設の使用を要請するものとする。

施設名	施設の場所	使用する施設
伊豆・村の駅	三島市安久 322 番地の 1	店舗、駐車場、設備

（要請の方法）

第3条 甲は、乙に対し前条の施設の使用について、「大規模災害時における施設の使用に関する要請書」（様式第1号）により要請するものとする。ただし、当該要請書により要請することが困難な場合は電話等で要請し、その後速やかに当該要請書を送付するものとする。

（要請に基づく措置）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の業務に支障のない範囲において、施設の使用に協力するものとする。

（費用負担）

第5条 第2条で規定する施設の使用は無償とする。ただし、施設の使用により実費が生じた場合又は復旧が必要となった場合には、その負担について甲乙双方協議の上決定するものとする。

（避難誘導の協力）

第6条 当該施設内に滞留旅客等が発生し、指定避難所への避難誘導が必要である場合には、丙は可能な範囲で協力するものとする。

（食料等の提供）

第7条 乙は、丙から乙が販売している食料等の提供及び防火水槽の利用の要請があったときには、可能な範囲において、営業が再開するまでの間、協力するものとする。

2 前項の要請は、「大規模災害時における地域住民への食料等の提供に関する要請書」（様式第2号）により行うものとし、当該要請書により要請することが困難な場合は電話等で要請し、その後速やかに当該要請書を送付するものとする。

3 第1項の要請により提供する食料等は、乙が認める食料品とし、原則無償で提供するものとする。

4 提供を受けた食料等の近隣自治会への支給は、丙が行う。

(協定の効力)

第8条 この協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲乙丙いずれかから文書による協定解除の通知がない場合、その効力を持続するものとする。

(疑義の解決)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙丙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成31年2月15日

甲 三島市北田町4番47号

三島市長

乙 三島市安久322番地の1

株式会社村の駅

丙 三島市安久287番地

安久町内会

会長

年 月 日

株式会社村の駅 様

安久町内会
会長

大規模災害時における地域住民への食料等の提供に関する要請書

このことについて、大規模災害時における施設の提供等に関する協定第7条第1項の規定により、下記のとおり要請します。

記

安久町内会 担当者 の 連絡先	氏名 電話 — — 携帯電話 — —
口頭、電話等による連絡日時	年 月 日（ ） 時 分 担当者
要請理由	
要請する内容	<input type="checkbox"/> 食料・飲料等の提供 <input type="checkbox"/> 防火水槽の利用
備考	防火水槽を利用する際は、安久町内会で発電機を持参すること。